

土地改良長期計画

平成20年12月26日
閣議決定

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が掲げる基本理念の実現に向け、土地改良法（昭和24年法律第195号）第4条の2に規定する土地改良長期計画を、平成20年度から平成24年度を計画期間として、関係施策との連携を図りつつ土地改良事業の計画的かつ総合的な実施に資するため、次のとおり定める。

第1 土地改良事業についての基本的な方針

（食料・農業・農村に対する国民・消費者の期待）

我が国の食料・農業・農村に対しては、農業の持続的発展を基礎とした上で、食料の安定供給や安全性の確保に加え、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能や、自然豊かで美しい景観を有する農村のやすらぎの場としての機能、農業・農村体験の教育上の効果等が国民生活の安定に果たしている役割、農業の自然循環機能を活かした有機性資源の利活用による循環型社会の構築等について、国民・消費者から期待されている。

（前土地改良長期計画と新たな食料・農業・農村基本計画）

このような状況を踏まえ、土地改良事業は、食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）に示された政策目標の実現に向け、平成15年に策定された土地改良長期計画（平成15年10月10日閣議決定）に基づき、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に事業を進めてきたところである。

その後、平成17年には新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）が策定され、これに基づき農業構造の更なる改革、食料の安定供給の確保、環境保全を重視した農政の実現等の視点に立って、各般の施策を推進してきたところである。

（現下の課題）

現在、経済社会のグローバル化が進展する中で、国際的な農産物需給がひっ迫する一方、我が国の食料自給率は低下し、さらには輸入食品の安全性への懸念が増大しており、安全な食料の国内自給や安定供給に関する国民・消費者の関心が急速に高まっている。

こうした状況の中で、土地利用型農業の構造改革の立ち後れ、農業用排水

水施設の老朽化、耕作放棄地の増大、地域活力の低下等に対する適切な対策が求められている。特に農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地、農業用水等の適切な保全管理を困難にする懸念があり、大きな課題となっている。また、地球温暖化対策の加速化や生物多様性の保全等の推進が求められている。

（国内農業の体質の強化）

こうした課題に対応するため、環境との調和に配慮した事業展開を引き続き進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施することにより、限られた農地を有効に活用するとともに、農業の生産性の向上を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図り、良質で安全な食料が合理的な価格で安定的に供給され食料自給率が向上するようにする必要がある。

この際、質の高い農地利用集積の促進により農業の構造改革をさらに推進するとともに、優良農地の確保と有効利用を図る必要がある。また、農業用排水施設の機能診断に基づく予防保全対策と適時適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によりライフサイクルコストの低減を図る必要がある。

（共生・循環による農村の振興と多面的機能の発揮）

また、田園自然環境の創造に向け、農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するとともに、生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全・再生を進め、さらに地域の特性を活かし、農業の持続的発展を通じて良好な景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を推進していくことにより、田園自然環境と共生し、自然循環機能を活かした個性豊かで活力ある農村づくりや都市と農村の共生・対流を進め、国土の保全等の農業・農村の多面的機能のもたらす便益を、地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるようにする必要がある。

（人と信頼のネットワークの形成）

さらに、農村における、又は農村と都市を結ぶ、相互扶助などの人と信頼のネットワークである農村協働力の優れた面を活用するとともに、多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を促進することにより、集落等の地域共同活動を通じて農地、農業用水等の農業生産基盤の適切な保全管理を確保し、食料の安定供給と多面的機能の発揮を図る必要がある。

（三つの視点）

このようなことから、国民・消費者の食料・農業・農村に対する要請・期

待に添えていくため、本計画においては、引き続き国民・消費者に視点を置きつつ、次の「自給率向上に向けた食料供給力の強化」、「田園環境の再生・創造」、「農村協働力の形成」の視点に立って、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めていくこととする。

「自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点

…国内農業の体質を強化し、安全な食料を国民・消費者に安定的に供給する基盤を構築する。

「田園環境の再生・創造」の視点

…田園環境を再生・創造し、個性豊かで活力ある農村づくりを進めるとともに安全・安心な地域社会の形成に貢献する。

「農村協働力の形成」の視点

…農村協働力を活かし、多様な主体の参加促進により農地、農業用水等の適切な保全管理を確保する。

なお、今後の経済財政事情、各施策の進ちょく状況等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

第2 事業の実施の目標及び事業量

【政策目標ごとの事業の実施の目標及び事業量】

1 「自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点からの政策目標

国内農業の体質を強化し、安全な食料を国民・消費者に安定的に供給する基盤を構築する観点から、以下の政策目標を設定し、その達成に向けて効率的かつ重点的に事業に取り組む。

①効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積

＜事業の実施の目標＞

農地の整備による生産性の向上と認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めるとともに、農地の面的集積を促進することにより経営規模を拡大するほか、畑地における農業用排水施設の整備による農業経営基盤の強化を進め、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現を図る。

（目指す主な成果）

- ・農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を約7割以上に向上
- ・このうち面的集積率を約7割以上に向上

- ・農業生産基盤の整備地区において、新たに農業生産法人等を約130法人設立

<事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として約7.5万haの農地において、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施し面的集積を促進するとともに、土地改良施設の老朽化等に対応した更新整備を実施する。

また、栽培作物選択の自由度の拡大や良質な農産物の供給を可能にすることによる農業経営基盤の強化に資するため、約3.7万haの畑地において農業用排水施設の整備を実施する。

②農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保

<事業の実施の目標>

土地改良区等による適切な管理と施設機能の診断に基づく予防保全対策や必要な更新等の基幹的農業用排水施設のストックマネジメントの実施により、農業用排水施設の既存ストックを有効活用してライフサイクルコストの低減を図るとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により、水源からほ場に至る安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図り、良質な農産物の安定供給及び農業用水の健全な循環の確保を図る。

(目指す主な成果)

基幹的農業用排水施設について、適時適切な更新整備を通じて延べ約290万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図るため、ストックマネジメントを推進

- ・機能診断済みの施設の割合（再建設費ベース（注））

約2割（平成19年度）→約6割（平成24年度）

（注）再建設費ベースとは、同じ機能及び構造のものを現在の一般的な施工水準並びに現在価値をもって再建設する場合の費用により施設を評価したものである。

<事業量>

基幹的農業用排水施設（約4.7万kmの基幹的な農業用排水路や約7,000箇所 of 基幹的な農業用排水機場等の施設）について、予防保全対策等を含めた管理により施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じた必要な更新整備を計画的かつ機動的に実施するため、約1.5万kmの農業用排水路と約1,600箇所 of 施設について機能診断を実施するとともに、畑地における農業用排水施設の新規整備等を実施する。

③農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化

＜事業の実施の目標＞

小麦や大豆、新規需要米等多様な作物の導入に適した生産基盤の整備による農地の有効利用、農地、農業用水等の適切な保全管理による耕作放棄地の発生防止、中山間地域等における不利な生産条件の改善や鳥獣被害の軽減、自給飼料の効率的な生産利用による畜産経営の安定化、良質な農産物の域内・外への輸送の効率化等に資する農用地及び農業用道路の整備等を実施することにより、農産物の安定的な供給に資する。

また、農用地の保全のための必要な整備を実施することにより、農業災害の防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

（目指す主な成果）

- ・ 水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上
- ・ 農地、農業用水等の保全・整備により耕作放棄地の発生の防止を図り優良農地を確保
 - 約120万ha（平成19年度）
 - 延べ約205万ha（平成24年度）
- ・ 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積
 - 約91万ha（平成19年度）→約67万ha（平成24年度）

＜事業量＞

約5.0万haの水田において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施する。中山間地域等においては、立地条件に応じて、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施する。また、これらに併せて鳥獣侵入防止施設の整備を実施する。

また、大型機械化体系に対応した草地や飼料畑の整備、地域農業の動向を踏まえた産地形成に必要な農用地と地域の流通拠点等を結ぶ基幹的な農業用道路の整備等を実施する。

さらに、耕作放棄地の発生を防止し優良農地を確保するため、約200万haの農用地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を図るほか、区画整理や営農上必要な農業用道路等の整備を行う。

加えて、農業災害の防止、農業用排水の汚濁の除去、農用地の土壌の汚染の防止又は除去、農業用排水施設の効用の低下の回復等を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約3,000地区で総合的に推進する。

2 「田園環境の再生・創造」の視点からの政策目標

田園環境を再生・創造し、個性豊かで活力ある農村づくりを進めるとと

もに安全・安心な地域社会の形成に貢献する観点から、以下の政策目標を設定し、その達成に向けて効率的かつ重点的に事業に取り組む。

①田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり

<事業の実施の目標>

地域の合意形成を図りつつ、農村地域における豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、また良好な景観の形成等を一層推進し、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造を図る。

また、土地改良事業による農業生産基盤の整備と併せ、農業用排水の水質の汚濁防止を図る農業集落排水施設の普及に伴い発生する農業集落排水汚泥等の有機性資源の適正な循環的利用を行うための施設整備等を行うことにより、農業の特質を活かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資する。

このような取組に加えて、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境施設の整備を実施すること等により田園環境を再生・創造し、農村の総合的な振興と都市と農村の共生・対流を図って、農業の持続的な発展を核として、豊かな田園自然環境と共生し、また農業の自然循環機能や地域の資源を活かした個性豊かで活力ある農村づくりを推進し、農業・農村の多面的機能のもたらす便益を国民各層が幅広く享受できるようにする。

(目指す主な成果)

個性豊かで活力ある農村づくりに向け、田園自然環境の創造に着手

- ・約1,400地域(平成19年度)
→約1,700地域(平成24年度)
- ・このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進
約670地域(平成19年度)→約830地域(平成24年度)
- ・このうち農村地域における良好な景観の保全・創出
約50地域(平成19年度)→約80地域(平成24年度)

個性豊かで活力ある農村づくりに向けた農村生活環境の向上

- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率
61%(平成19年度)→70%(平成24年度)
- ・汚水処理人口普及率
84%(平成19年度)→93%(平成24年度)

〔効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を連携して実施。〕

- ・農業集落排水処理人口
約350万人(平成19年度)→約400万人(平成24年度)

<事業量>

自然と共生する田園自然環境の創造に向け、地域全体を視野において地域固有の生態系に即した保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した整備の実施や、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保のための整備を推進するなど、農村地域における田園自然環境の創造に向けた整備を約 1, 700 箇所において実施する。このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約 740 箇所及び農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約 30 箇所を実施する。

また、田園環境の再生・創造に向けた農村生活環境施設等の整備を以下のとおり実施する。

農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約 510 地区において新たに実施する。

さらに、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境条件を確保するため、農業集落排水施設の整備を約 860 地区において実施する。

加えて、農業生産基盤の整備と併せ、良好な景観や豊かな自然環境等の地域の特性を活かした個性豊かで活力ある農村づくりのための整備を約 820 地区において実施する。

②減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献

<事業の実施の目標>

ため池等の整備を進めるとともに、ため池に関する防災情報の的確な伝達・共有化を推進することにより、農村地域における農業災害の防止と被害の軽減を図り、併せて農用地の保全を通じて国土の保全並びに地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保に資する。

(目指す主な成果)

活力ある農村の再生に向けた災害リスクの軽減

・防災情報伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池数
約 2, 200 箇所（平成 19 年度）

→約 3, 600 箇所（平成 24 年度）

<事業量>

老朽化等に伴い災害リスクが高く緊急に対策を要するため池等の整備を約 1, 900 地区において実施するとともに、ため池防災情報伝達体制等の整備を推進する。

3 「農村協働力の形成」の視点からの政策目標

農村協働力を活かし、多様な主体の参加促進により農地、農業用水等の適切な保全管理を確保する観点から、以下の政策目標を設定し、その達成に向けて効率的かつ重点的に事業に取り組む。

①農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理

<事業の実施の目標>

農村協働力の優れた面を活用するとともに、地域の自主性に基づき、農業者、土地改良区に加え、地域住民、NPO等の多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を促進し、集落内や集落間の、さらには農村と都市との地域共同活動を通じて、当事者意識・参加者意識の醸成や住民意見の反映、男女の共同参画を図りつつ、農地、農業用水等の適切な保全管理を確保し、食料の安定供給と多面的機能の発揮に資する。

また、事業の構想から計画策定、工事実施、維持管理に至る各段階において、農村協働力を活かして多様な主体が工事の施工に直接参加する取組を推進する。

(目指す主な成果)

- ・農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数
 - 約1.7万地域（平成19年度）
 - 約3.0万地域（平成24年度）
 - 約130万人・団体（平成19年度）
 - 約220万人・団体（平成24年度）
- ・農業生産基盤の整備等において、農業者や地域住民等の多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工への参加者数
 - 延べ約5.9万人（平成15年度～19年度）
 - 延べ約6.5万人（平成20年度～24年度）

<事業量>

農地、農業用水等の保全管理に係る約3.0万の集落等の協定に基づく地域共同活動により、約200万haの農用地において適切な保全管理を実施する。

また、農業生産基盤の整備等において、多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工を延べ約800地区において実施する。

【事業の種別ごとの事業の実施の目標及び事業量】

事業の種別	事業の実施の目標	事業量
<p>農用地総合整備事業 （農用地の利用上必要な農業用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業）</p>	<p>効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積</p>	
	<p>農地の整備による生産性の向上と認定農業者、集落営農組織、農業生産法人等の意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を進めるとともに、農地の面的集積を促進することにより経営規模を拡大するほか、畑地における農業用排水施設の整備による農業経営基盤の強化を進め、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現を図る。</p> <p>（目指す主な成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を約7割以上に向上 ・このうち面的集積率を約7割以上に向上 ・農業生産基盤の整備地区において、新たに農業生産法人等を約130法人設立 	<p>意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として約7.5万haの農地において、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施し面的集積を促進するとともに、土地改良施設の老朽化等に対応した更新整備を実施する。</p> <p>また、栽培作物選択の自由度の拡大や良質な農産物の供給を可能にすることによる農業経営基盤の強化に資するため、約3.7万haの畑地において農業用排水施設の整備を実施する。</p>
	<p>農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化</p>	
	<p>小麦や大豆、新規需要米等多様な作物の導入に適した生産基盤の整備による農地の有効利用、農地、農業用水等の適切な保全管理による耕作放棄地の発生防止、中山間地域等における不利な生産条件の改善や鳥獣被害の軽減、自給飼料の効率的な生産利用による畜産経営の安定化、良質な農産物の域内・外への輸送の効率化等に資する農用地及び農業用道路の整備等を実施することにより、農産物の安定的な供給に資する。</p> <p>（目指す主な成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上 ・農地、農業用水等の保全・整備により耕作放棄地の発生の防止を図り優良農地を 	<p>約5.0万haの水田において、区画整理や暗きよ排水等の整備による水田の汎用化を実施する。中山間地域等においては、立地条件に応じて、区画整理、農業用排水施設の整備、営農上必要な農業用道路の整備等を実施する。また、これらに併せて鳥獣侵入防止施設の整備を実施する。</p> <p>また、大型機械化体系に対応した草地や飼料畑の整備、地域農業の動向を踏まえた産地形成に必要な農用地と地域の流通拠点等を結</p>

事業の種別	事業の実施の目標	事業量
農用地総合整備事業 (つづき)	<p>確保 約120万ha(平成19年度) →延べ約205万ha(平成24年度)</p>	<p>ぶ基幹的な農業用道路の整備等を実施する。 さらに、耕作放棄地の発生を防止し優良農地を確保するため、約200万haの農用地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を図るほか、区画整理や営農上必要な農業用道路等の整備を行う。</p>
田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり		
	<p>地域の合意形成を図りつつ、農村地域における豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、また良好な景観の形成等を一層推進し、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造を図る。</p> <p>また、土地改良事業による農業生産基盤の整備と併せ、農業用排水の水質の汚濁防止を図る農業集落排水施設の普及に伴い発生する農業集落排水汚泥等の有機性資源の適正な循環的利用を行うための施設整備等を行うことにより、農業の特質を活かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資する。</p> <p>このような取組に加えて、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境施設の整備を実施すること等により田園環境を再生・創造し、農村の総合的な振興と都市と農村の共生・対流を図って、農業の持続的な発展を核として、豊かな田園自然環境と共生し、また農業の自然循環機能や地域の資源を活かした個性豊かで活力ある農村づくりを推進し、農業・農村の多面的機能のもたらす便益を国民各層が幅広く享受できるようにする。</p> <p>(目指す主な成果) 個性豊かで活力ある農村づくりに向け、</p>	<p>自然と共生する田園自然環境の創造に向け、地域全体を視野において地域固有の生態系に即した保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した整備の実施や、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保のための整備を推進するなど、農村地域における田園自然環境の創造に向けた整備を約1,700箇所において実施する。このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約740箇所及び農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約30箇所を実施する。</p> <p>また、田園環境の再生・創造に向けた農村生活環境施設等の整備を以下のとおり実施する。 農村地域における資源循</p>

事業の種別	事業の実施の目標	事業量
農用地総合整備事業 (つづき)	<p>田園自然環境の創造に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約1,400地域(平成19年度) →約1,700地域(平成24年度) ・このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進 約670地域(平成19年度) →約830地域(平成24年度) ・このうち農村地域における良好な景観の保全・創出 約50地域(平成19年度) →約80地域(平成24年度) <p>個性豊かで活力ある農村づくりに向けた農村生活環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水汚泥のリサイクル率 61%(平成19年度) →70%(平成24年度) ・汚水処理人口普及率 84%(平成19年度) →93%(平成24年度) <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を連携して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理人口 約350万人(平成19年度) →約400万人(平成24年度) 	<p>環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約510地区において新たに実施する。</p> <p>さらに、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境条件を確保するため、農業集落排水施設の整備を約860地区において実施する。</p> <p>加えて、農業生産基盤の整備と併せ、良好な景観や豊かな自然環境等の地域の特性を活かした個性豊かで活力ある農村づくりのための整備を約820地区において実施する。</p>
	<p>農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理</p> <p>農村協働力の優れた面を活用するとともに、地域の自主性に基づき、農業者、土地改良区に加え、地域住民、NPO等の多様な主体の参加による新たな農村協働力の形成を促進し、集落内や集落間の、さらには農村と都市との地域共同活動を通じて、当事者意識・参加者意識の醸成や住民意見の反映、男女の共同参画を図りつつ、農地、農業用水等の適切な保全管理を確保し、食料の安定供給と多面的機能の発揮に資する。</p> <p>また、事業の構想から計画策定、工事実施、</p>	<p>農地、農業用水等の保全管理に係る約3.0万の集落等の協定に基づく地域共同活動により、約200万haの農用地において適切な保全管理を実施する。</p> <p>また、農業生産基盤の整備等において、多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工を延べ約800地区において実施する。</p>

事業の種別	事業の実施の目標	事業量
農用地総合整備事業 (つづき)	維持管理に至る各段階において、農村協働力を活かして多様な主体が工事の施工に直接参加する取組を推進する。 (目指す主な成果) ・農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数及び参加者数 約 1.7 万地域 (平成 19 年度) → 約 3.0 万地域 (平成 24 年度) 約 130 万人・団体 (平成 19 年度) → 約 220 万人・団体 (平成 24 年度) ・農業生産基盤の整備等において、農業者や地域住民等の多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工への参加者数 延べ約 5.9 万人 (平成 15 年度～19 年度) → 延べ約 6.5 万人 (平成 20 年度～24 年度)	
基幹農業用排水施設整備事業 (農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なもの新設、管理及び変更)	農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保 土地改良区等による適切な管理と施設機能の診断に基づく予防保全対策や必要な更新等の基幹的農業用排水施設のストックマネジメントの実施により、農業用排水施設の既存ストックを有効活用してライフサイクルコストの低減を図るとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により、水源からほ場に至る安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図り、良質な農産物の安定供給及び農業用水の健全な循環の確保を図る。 (目指す主な成果) 基幹的農業用排水施設について、適時適切な更新整備を通じて延べ約 290 万 ha の農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図るため、ストックマネジメントを推進 ・機能診断済みの施設の割合 (再建設費	基幹的農業用排水施設 (約 4.7 万 km の基幹的な農業用排水路や約 7,000 箇所 of 基幹的な農業用排水機場等の施設) について、予防保全対策等を含めた管理により施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じた必要な更新整備を計画的かつ機動的に実施するため、約 1.5 万 km の農業用排水路と約 1,600 箇所 of 施設について機能診断を実施するとともに、畑地における農業用排水施設の新規整備等を実施する。

事業の種別	事業の実施の目標	事業量
基幹農業用排水施設整備事業（つづき）	ベース) 約 2 割（平成 1 9 年度） →約 6 割（平成 2 4 年度）	
防災事業（農用地の保全のための必要な事業）	農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化	
	<p>農用地の保全のための必要な整備を実施することにより、農業災害の防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p> <p>（目指す主な成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積 約 9 1 万 h a（平成 1 9 年度） →約 6 7 万 h a（平成 2 4 年度） 	<p>農業災害の防止、農業用排水の汚濁の除去、農用地の土壌の汚染の防止又は除去、農業用排水施設の効用の低下の回復等を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約 3, 0 0 0 地区で総合的に推進する。</p>
	減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献	
	<p>ため池等の整備を進めるとともに、ため池に関する防災情報の確かな伝達・共有化を推進することにより、農村地域における農業災害の防止と被害の軽減を図り、併せて農用地の保全を通じて国土の保全並びに地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保に資する。</p> <p>（目指す主な成果）</p> <p>活力ある農村の再生に向けた災害リスクの軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報伝達体制やハザードマップの整備がなされているため池数 約 2, 2 0 0 箇所（平成 1 9 年度） →約 3, 6 0 0 箇所（平成 2 4 年度） 	<p>老朽化等に伴い災害リスクが高く緊急に対策を要するため池等の整備を約 1, 9 0 0 地区において実施するとともに、ため池防災情報伝達体制等の整備を推進する。</p>

第3 計画の実施に当たって踏まえるべき事項

本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下を踏まえて事業を実施する。

(1) 施策連携の強化

農林水産施策の総合的な取組を一層強化するため、農業生産の基盤及び農村の生活環境の整備と、担い手育成、農業経営の安定、技術の開発普及、食品流通の構造改革等の農業・農村の振興に関する各種施策との連携を強化する。

また、農業・農村に関するより効果的かつ効率的な社会資本整備を図るとともに活力ある地域・経済社会の形成等に資する観点から、事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進する。

(2) 国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化

食料の安定供給や農業生産活動が行われることにより生ずる国土保全等の多面的機能の発揮は国の責務であり、全国的な視点から、優良農地や農業用排水施設の整備・確保を効率的かつ重点的に実施していく必要がある。

このため、土地改良長期計画の推進に当たっては、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）の基本理念にのっとり、国と地方公共団体、土地改良区等との適切な役割分担の下、これらの連携強化による効果的な整備を推進する。

この際、土地改良事業において中核的な役割を担っている土地改良区等の活性化を図りつつ、事業の実施や施設の管理の体制整備等に留意する。

(3) 地域の特性に応じた整備

事業の実施に当たっては、地方の自主性を尊重しつつ、農村の多様な資源の活用を図りながら、地域の立地条件や整備水準、地域が選択した農業・農村の振興の方向に応じた効果的な整備を推進する。

この際、地域の発展段階に応じ、地域が必要とする基盤整備の内容・水準を選択できる段階的整備方式を活用する。

(4) 地球環境問題への対応

農業用排水施設を利用した発電等自然エネルギーの有効利用を促進するとともに、バイオマス利活用の推進と農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に配慮した整備を進め、地球温暖化対策の推進を図るとともに、バイオマスタウン構想の実現等に資する。

また、気候変動が農地、農業用水、農業用排水施設に及ぼす影響の評

価及び対応策の検討を進め、新技術の活用を図りつつ、その成果を早期に具体化する。

さらに、生物多様性の保全の観点から、水田、ため池等が形成する生態系の重要性にかんがみ、水管理を通じた水田、ため池等における自然環境の保全・再生の推進に配慮する。

(5) 情報化の推進、技術の開発

情報化技術の著しい進展を踏まえ、個人情報に配慮しつつ、農地、農業用水、農業用排水施設等に関する基礎的な情報基盤の整備を促進し、農地の利用促進やストックマネジメントなどに活用する。

また、本計画の掲げる政策目標の達成に資するため、今後の農業生産基盤の整備等の実施に必要な技術開発の推進方向や条件整備等についての計画を取りまとめるとともに、新技術の積極的な活用を図り、効率的な事業の実施を促進する。

(6) 入札契約の透明性、競争性の拡大

一般競争入札の拡大や、価格と品質が総合的に優れた調達の実現を図る総合評価落札方式の原則化等を通じて、公共工事の品質の確保を図りつつ、透明性と競争性の高い入札契約方式の拡大を図る。

(7) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

事業実施の効率性向上の観点から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、事業採択前から完成後に至るまで、総費用総便益比方式等による費用対効果分析その他の手法により政策効果を適切に把握し評価する事業評価の厳正な運用を図る。

また、事業の計画・実施・管理の各段階において、積極的な情報公開に努め、透明性を確保する。

(8) 工期管理とコスト構造改善

適切に事業の成果を挙げるため、事業工期の徹底した管理を行うことにより、事業別に設定する限度工期内の事業の完了を図る。

また、コストと品質の両面を重視する取組を進め、従来からの総合的なコスト縮減対策に加え、新たにライフサイクルコストや社会的コスト等を評価し、総合的なコスト構造の改善を推進することにより、平成20年度～24年度の5年間で平成19年度と比較して15%の総合コスト改善率を達成することを目標とする。